

番号	要望事項	回 答
1.	<p>職員問題について</p> <p>自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の職責を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築をおこなうとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。</p>	<p>本市では、高度化・複雑化・多様化する行政需要に対応すべく、正規職員に加えて、任期付職員、臨時職員を任用し、それぞれの職員の特性を活かし、市民サービスの維持向上に努めています。</p> <p>例えば、住民サービス提供時間の延長・繁忙期における提供体制の充実や、一定の期間内に終了又は業務量の増加が見込まれる業務について、公務の能率的運営を確保するため、任期を定めた任期付職員を採用しております。</p> <p>また福祉や教育などの職場で採用する場合には、必要となる資格保有者を専門職として採用することにより、通常の人事異動では対応できない専門性を確保することができております。</p> <p>賃金・労働条件・研修については、地方公務員法の規定に基づき、適切な勤務条件の確保に努めています。</p> <p>今後も、市民サービスの実態及び業務の状況等にあわせた正規職員、任期付職員、臨時職員の適正な配置を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>
2.	<p>国民健康保険について</p> <p>① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。</p> <p>保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。</p> <p>一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。</p> <p>いずれもこれらの減免制度については住民の多くが知らないことを前提としてホームページ</p>	<p>一般会計予算における歳出の目的が、一般行政需要に資するものであり、一般会計から国保会計への独自繰り入れについては、特別会計という性格を踏まえ、繰り入れは行っていません。</p> <p>減免については、低所得者層である住民税の非課税世帯及び均等割賦課世帯に対し、応能部分所得割額を1/2にするという減免を実施しています。</p> <p>また、一部負担金の減免については、「支払いが困難と認められる場合」との規定がなされておりますが、その確認が困難であること、また、収入認定についても収入証明書がない場合など、事実確認が難しいという問題があります。</p> <p>減免については、ホームページ及び広報誌・チラシにて広報しています。</p>

	<p>や広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日参加全員にお渡しください。）</p> <p>なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。</p>	<p>生活保護基準引き下げによる影響は今のところありません。</p> <p style="text-align: right;">（保険年金課）</p>
②	<p>「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。</p> <p>資格証明発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態を作らないこと。</p> <p>財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたこよによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。</p>	<p>国民健康保険事業は、国民健康保険法並びに下位にある法令、市条例、国・府からの通知によって行っている事業であり、本市の場合、法令等を遵守しています。</p> <p>子どもの保険については、絶対に無保険状態にはしておりませんし、短期証、資格証明書の運用については、国通知に基づいて行っています。</p> <p>本市の場合、9割を超える被保険者の方が国民健康保険税を納付されています。その方々との公正さを保つことにおいては、滞納者に対し調査権を活用して資産調査を行っていますが、資産があっても納付に応じて頂けない場合には、滞納処分を行っています。</p> <p>また、窓口で納付相談に来られた方々へは、その方の世帯の収入状況等を聞き取り、事情に応じて納税猶予又は分割納付申請を受けてます。生活保護受給者に対しては、滞納処分の執行を停止しています。差押禁止財産については差し押さえしていません。</p> <p style="text-align: right;">（保険年金課）</p>
③	<p>国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。</p>	<p>国保制度に関しての通知関係は、担当者の異動に関わらず常日頃から、供覧に付し情報共有を図っているところです。（保険年金課）</p>
④	<p>国保滞納者は生活困窮者の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報も共有しておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。</p>	<p>滞納者との納付相談で、状況に応じて生活保護担当課を紹介しています。また、生活保護資格取得及び喪失時には、生活保護担当者から連絡を受け対応しています。</p> <p style="text-align: right;">（保険年金課）</p>
⑤	<p>国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん</p>	<p>運営協議会は、公開で行い、会場の都合に応じ傍聴を認めています。また、資料につい</p>

	資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること	ては、準備があれば配布させていただいています。ホームページでの公開は検討課題かと思えます。被保険者代表委員1人を公募しています。 (保険年金課)
⑥	2015年度「財政共同安定化事業」1円化に向けては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならぬという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見を出すこと	平成27年度拠出金の拠出割合については、現在、大阪府広域化等支援方針策定に関する研究会にて議論がされていますので、そこに意見を出していきたいと思えます。 (保険年金課)
⑦	福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰り入れで補てんすること。	福祉医療助成（地方単独事業にかかる医療費波及分）については、阪南ブロックとして、市長会を通じて国に補助対象とするよう働きかけています。また、当該経費については、一般会計から繰入れを行っています。 (保険年金課)
⑧	無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること	周知については検討いたします。 (保険年金課)
3.	健診について	
①	<p>特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし、糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。</p> <p>費用は無料とし、受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。</p>	<p>特定健診では、市の追加健診として、貧血検査・尿酸・クレアチニン・尿潜血・心電図を実施しています。また、がん検診との同時実施も行い、健診内容の充実を目指しています。</p> <p>特定健診の費用は無料です。受診率向上に向け、研修等にも積極的に参加し、また、成功事例報告も参考にし、取り組みを検討していきます。(保険年金課)</p>
②	がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。	がん検診については、健康増進法により市が実施している。市独自に前立腺がん検診も導入し、内容の充実にも努めている。本年度からは、従来の12月までの実施期間を、3月末までに延長し、受けやすい環境整備にも努めている。医療機関で受ける特定健診は、大腸がん検診、前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診が同時実施可能。子宮がん検診については、一部の医療機関で同時実施可能。保健センターで受ける集団の特定健診では、肺がん検診の同時受診を実施している。

		<p>検診費用については、生活保護、住民税非課税世帯及び70歳以上の市民について、減免としている。また、無料クーポン券により、子宮がん、乳がんと大腸がん検診が、節目年齢の方を対象に、無料で受けられるようになっている。（保険推進課）</p>
③	人間ドック助成も行うこと	<p>本市において、各種ドックの一部負担助成を行っております。人間ドックでは25,000円、脳ドックでは、20,000円、総合ドックでは、45,000円です。（保険年金課）</p>
④	日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと	<p>集団健診の日曜健診を、特定健診・肺がん検診・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診の同時実施にて行っています。（保険年金課）</p>
4	介護保険について	
①	<p>第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰り入れを行い、保険料全体で調整しないこと。また、本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。</p>	<p>介護保険料は、介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等にもとづき、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定されているところであり、給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計からの繰入ではなく、介護給付費準備基金や財政安定化基金が活用されるようになっているところであります。第6期介護保険料の保険料段階につきましては、法改正をふまえ、さらなる多段階化も視野にいれて検討してまいります。</p> <p>当市において実施している低所得者に対する独自の減免制度につきましても、法改正をにらみつつ、来年度をめどに内容を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会推進課）</p>
②	国庫負担割合の引き上げを国に求めること	<p>介護保険における国庫負担割合は、介護保険法第121条第1項に、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、割合が定められているところであります。（長寿社会推進課）</p>
③	<p>直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者については既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい統合事業」を実施する自</p>	<p>訪問介護、通所介護のみならず、介護保険利用者数及び給付額等については、制度発足時より把握し、公表しています。また、要支援者の訪問介護・通所介護のサービス提供及び、「多様な主体による多様なサービス」につきましては、法改正をにらみつつ、内容を慎重に検討してまいります。また、「新しい総合事業」につきましても、要支援者にとって、真に必要なサービスを保険給付するもの</p>

	治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること。	であることから、近隣市町村の動向を注視し、慎重に検討してまいりたいと考えています。 （長寿社会推進課）
④	利用者負担割合を引き上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国に求めること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。	利用料の軽減につきましては、サービスを利用する方と利用されない方との負担の公平さに配慮しなければならないと考えています。また、利用料の軽減及び市独自減免制度のための財源としては、一般財源からの繰り入れを行わなければなりません。これらのことを踏まえ、慎重に検討してまいります。 （長寿社会推進課）
⑤	行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。	第5期高齢者保健福祉計画において、現在、施設系サービスの整備を進めており、地域密着型特別養護老人ホーム1箇所、居宅系サービスの小規模多機能型居宅介護事業所2箇所を整備したところです。 高齢者の居住の安定確保に関する基本方針に基づき、都道府県が定めることができる高齢者居住安定確保計画において、市町村別のサービス付き高齢者向け住宅の供給目標を具体的に位置付けた上で、サービス付き高齢者向け住宅の整備が、当該供給目標を大幅に上回るようなものでないことを規定するように働きかけます。 指導監督権を有する大阪府と連携し、虐待の予防的な取組みを推進します。 （長寿社会推進課）
⑥	不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。	第5期高齢者保健福祉計画に大きく盛り込まれた、地域包括ケアシステムの中の1つに自立支援に向けた目標指向型のケアプランの作成とありますが、本市においては、既に自立支援に向けた目標指向型のケアプランにより、その利用者にとって、真に必要なサービスの支援を図っているところであります。 （長寿社会推進課）
⑦	第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。	第6期介護保険事業計画策定につきましては、「住み慣れた地域で共に支え合い、活力ある長寿社会」の実現を目指して、高齢者の生活実態や、自立した生活を送る上での課題、今後の意見等をよりの確に把握し、地域の実態に適した施策を推進していくための「高齢者の生活に関するアンケート調査」を実施したところであり、現在、泉南市高齢者

		保健福祉計画推進委員会において検討しているところでございます。地域包括支援センターの設置につきましては泉南市地域包括支援センター運営協議会において慎重に検討してまいります。 (長寿社会推進課)
5	障害者の65歳問題について	
①	介護保険第1被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知（平成19年3月28日付）をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。	<p>介護保険の第1号被保険者となった65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなります。</p> <p>しかし、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日）（／障企発第0328002号／障障発第0328002号／）（各都道府県障害保健福祉主管部（局）長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長通知）に基づき、介護保険のサービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的に障害福祉サービスを支給することはできませんが、介護保険の支給限度基準の制約から、介護保険のサービスのみによって必要と認められる支援が受けられない場合等、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービスの支給を検討することとしています。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
②	64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。	<p>介護保険制度においては、高齢者の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されています。そこで、被保険者のうち、利用者と非利用者間の公平をはかり、制度の公正さを維持するために、利用者に対しては原則として給付の1割を負担することが定められていますが、所得に応じて負担額が軽減されるさまざまな制度があり、非課税世帯の利用者のみなさまに、ご利用いただいています。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>

6.	生活保護について	
①	<p>ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準通りで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。</p>	<p>社会福祉法に規定されている保護受給世帯80世帯に1名のケースワーカーが正規職員により充足されるよう毎年要望している。</p> <p>平成26年3月末現在、被保護世帯数832世帯、被保護者数1199人。課長1名、課長代理1名(経理・補助金・統計・ホームレス兼務) 査察指導員1名、ケースワーカー10名(正規職員7名、任期付職員3名) 医療介護担当1名に加え、面接相談員2名、精神保健福祉相談員1名、就労支援員1名、就労カウンセラー1名、住宅手当住宅確保就労支援員1名の体制を整備している。25年4月より就労支援員1名増員、医療扶助適正化推進員1名を新たに配置した。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
②	<p>自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)</p>	<p>「しおり」については、事前相談用と保護決定用の2種類を作成し、わかりやすい文言を使用し説明している。</p> <p>相談については、専任の面接相談員に加え、担当ケースワーカーも同席のうえ、時間的にも十分配慮のうえ保護申請にかかる相談業務に対応している。申請書の添付については、今後検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
③	<p>申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市民生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。</p>	<p>生活保護法及び保護手帳記載事項の主旨に則り面接相談を受け、保護申請を受理し、適正に処理をしている。</p> <p>就労指導については、稼働能力があると判定された世帯を中心に就労カウンセラー・就労支援員とも連携し、適正に実施している。生活福祉課内で、25年1月より無料職業紹介業務を開始した。またハローワークとも連携して仕事の確保に努めている。</p> <p>25年7月より若年者向の新たな就労支援事業を立ち上げる。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
④	<p>通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。</p>	<p>移送費の認定については、厚生労働省通知の主旨に則り被保護者に対し周知してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
⑤	<p>国民健康保険証並みの医療証を国でつくるよ</p>	<p>閉庁時の医療券の発行については、事後発</p>

	う要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上の事を実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。	行により対応をお願いしている。平素から、近隣医療機関との連携を密にし、被保護者に不利益な取り扱いがないように今後も留意してまいりたい。 (生活福祉課)
⑥	自動車保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。	自動車の保有については、個別ケース毎に検討を行っている。通院や仕事上、やむをえない場合においては、保険等を付保したうえでの保有を認めています。 (生活福祉課)
⑦	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと	24年4月より就労支援員として警察官OBを配置している。不当要求や暴力団排除等反社会的勢力にも対応を行っている。 (生活福祉課)
⑧	介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。	当市においては、自弁の強要はありません。また、ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導したこともありません。 (生活福祉課)
7.	子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて	
①	こども医療費助成制度は2013年4月段階で 1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件をすべてクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担なし)拡充をすすめるよう強く要望すること。	現在、府の乳幼児医療助成制度に基づき事業を実施しており、市単独事業として、平成23年7月からは通院の医療費一部助成の対象年齢を小学校就学前までに拡大し、さらに、平成26年4月診療分から、入院については、中学校修了前までに助成対象を拡大しました。 中学卒業までの現物給付、無料化は、今後、子どもを持つ世帯の負担の軽減を図るうえでも大きな検討課題であると認識しております。 今後は、市長会等を通じて、府に対し、他府県なみの制度水準にするよう求めて参ります。 (生活福祉課)
②	妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。	妊婦健診については、本年度より14回81,590円の助成を行っている。4,000円の受診券14枚にエコー検査相当券5,300円を4枚分追加している。 (保険推進課)
③	就学援助の適用条件については生活保護基準	適用条件については、財政状況が厳しい状

	<p>1.3倍以上とし所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費がかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年の4月の生活保護基準引き下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響がでないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。</p>	<p>況であり、現在の就学援助内容が後退しないよう努めたいと考え、現況の基準を堅持したいと考えています。また、生活保護基準引下げにより、約20名程度適用基準外となります。同時に生活保護基準から外れる家庭も出てくること考えられるため、結果的には適応対象者数の割合は例年並みになると考えられます。</p> <p>通年手続きについては、担当課（学務課）窓口で対応させていただいています。</p> <p>支給日程については、年末調整や確定申告書の写しを使って可能な作業を前倒しで行ったとしても、就学援助制度適用基準の前提となる生活保護基準改定が毎年度4月に行われること、前年度所得等の確定が6月になることなどにより、再度確定作業が必要となります。よって、現在の7月の結果通知、8月第1回支給という日程の変更は困難です。</p> <p style="text-align: right;">（学務課）</p>
④	<p>子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。</p>	<p>これらの補助制度については、国等における制度の動向を注視しながら市として対応を行っていくことが不可欠であると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（保育子育て支援課）</p> <p>ご要望の補助事業については現在行われておりません。財政的に逼迫している当市の現状から、現時点では補助の実施および制度化は厳しい状況であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">（生活福祉課）</p>
⑤	<p>独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。</p>	<p>児童手当については、引き続き、国の制度に基づき支給してまいります。（生活福祉課）</p>
⑥	<p>中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。</p>	<p>中学校給食の実施については、平成28年度中の実施を検討しておりますが、学校運営への影響、施設設備の問題及び本市の置かれている厳しい財政状況など様々な困難要素が存在します。特に自校方式による実施については、各中学校における整備スペースの確保が非常に難しい状況であります。</p> <p>今後も引き続き、他の方式を含め、より効果的、効率的な中学校給食の実施について検討していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">（教育総務課）</p>
⑦	<p>ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開している</p>	<p>最近10年間の本市の住民基本台帳の人口の推移をみると、出生数の減少・転出者の増加等の要因により、今後長期的に生産年</p>

	<p>のかについてお知らせいただきたい。</p>	<p>齢人口の減少と75歳以上人口の増加が急速に進展することが懸念されるため、生産年齢人口の減少による生産力や担税力の低下に迅速に対応し、本市の活力を維持・増加させるため、定住・誘住促進を戦略的に展開する基本的な方針の策定を予定しています。</p> <p style="text-align: right;">(政策推進課)</p>